省令

○文部科学省令第二十九号

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第七条第二項の規定に基づき、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月六日

文部科学大臣　馳　　浩

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

第三十一条　平成二十九年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書に係る第十四条の教科書需要集計一覧表の提出期限は、同条の規定にかかわらず、平成二十八年十月三十一日とする。

第三十二条　削除

附　則

この省令は、公布の日から施行する。